様式第５号

令和　　年　　月　　日

大分県知事　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 法人の住所 |  |
| 法人の名称 |  |
| 代表者氏名 |  |

誓　約　書

私は、別添様式第３号―（１）及び様式第３号―（２）に記載する者が以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

記

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（ 以下「暴力団員等」という。）

二　暴対法第２条第２号に規定する暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている場合。

三　暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合。

四　暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

五　前各号いずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている場合。

六　成年被後見人又は被保佐人。

七　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

八　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

九　債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第二十一条第一項（同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者。

十　法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

十一　法第７０条第１項又は第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者。（当該取消しの日前３０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から２年を経過しない者を含む。）

十二　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する場合。